

令和2年3月15日

規則第1号

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会 定款の細部を定める規則

特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会 定款（以下、定款。）に基づいて次のとおり定める。

（入会申込書）

第1条 定款第7条第1項の規定による入会申込書は、様式第1号により申し込むものとする。

2 定款第7条第2項の書面は、様式第2号により通知するものとする。

（入会金）

第2条 定款第8条の規定に基づき設立総会（令和元年11月21日）において議決されたため、次のとおり定める。

会員種別	入会金の金額
正会員（個人）	0円
正会員（団体）	0円
一般会員（個人）	0円
一般会員（団体）	0円
賛助会員（個人）	0円
賛助会員（団体）	0円

（会費）

第3条 定款第8条の規定に基づき設立総会（令和元年11月21日）において議決されたため、次のとおり定める。

会員種別	年会費の金額
正会員（個人）	60,000円
正会員（団体）	60,000円
一般会員（個人）	15,000円
一般会員（団体）	15,000円
賛助会員（個人）	一口10,000円
賛助会員（団体）	一口10,000円

2 会費は年額とし、理事長が定める期限までに全額を1度に納めるものとする。

3 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、年会費の全額とする。

（会費の減免）

第4条 理事会が特に必要と認める場合、会費の免除又は減額をすることができる。

2 免除又は減額を希望する会員は、前条第2項の期限までに理事長に申請する。

3 前項の申請があった場合、理事長は理事会に附議しなければならない。この間における会費の納入期限は猶予する。

4 前項において当該申請が棄却又は減額となった場合、当該会員は理事長が別に定める期限までに会費を納入しなければならない。

（退会届）

第5条 定款第10条の規定に定める退会届出書は、様式第3号により届け出るものとする。

(報酬等)

第6条 定款第19条の規定に基づき設立総会（令和元年11月21日）において議決されたため、次のとおり定める。

報酬等	報酬等の金額
役員の報酬	なし
職務を執行するために要した費用	実費弁償

附則

この規則は、令和2年3月15日から施行する。

福岡県ライフセービング協会 入会申込書

会員区分	<input type="checkbox"/> 正会員（個人：60,000 円/年） <input type="checkbox"/> 正会員（団体：60,000 円/年） <input type="checkbox"/> 一般会員（個人：15,000 円/年） <input type="checkbox"/> 一般会員（団体：15,000 円/年） <input type="checkbox"/> 賛助会員（個人：一口 10,000 円）（口数： ） <input type="checkbox"/> 賛助会員（団体：一口 10,000 円）（口数： ）
団体名または氏名 （団体名は正式名称）	
代表者氏名 （団体のみ）	
住所 （団体は事務所）	〒
電話番号 （団体は代表電話）	
メールアドレス （団体は代表アドレス）	
団体 URL （存在する場合のみ）	
設立年月日（団体） ・生年月日（個人）	年 月 日
LIFESAVERS 登録	<input type="checkbox"/> 登録済（JLA-ID： ） <input type="checkbox"/> これから登録予定（ 年 月頃登録予定）

様式第2号

入会不認可通知書


この度、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会へ定款第7条第1項に規定する入会届をご提出いただきましたが、下記の理由により当法人への入会を認めることができませんでした。この旨通知いたします。

記

1.

以上

年 月 日

特定非営利活動法人
福岡県ライフセービング協会
理事長 

退会届出書

会員区分	<input type="checkbox"/> 正会員（個人） <input type="checkbox"/> 正会員（団体） <input type="checkbox"/> 一般会員（個人） <input type="checkbox"/> 一般会員（団体） <input type="checkbox"/> 賛助会員（個人） <input type="checkbox"/> 賛助会員（団体）
団体名または氏名 (団体名は正式名称)	
代表者氏名 (団体のみ)	
住所 (団体は事務所)	〒
電話番号 (団体は代表電話)	
メールアドレス (団体は代表アドレス)	
退会理由	
退会における同意事項	
<ul style="list-style-type: none"> • 定款第 12 条の規定により、年会費等の返還請求はいたしません。 • 退会後においても、正当な理由なく活動上知りえた情報をみだりに人に漏らしません。 <p><input type="checkbox"/> <u>以上に同意します。</u>（メールで必要事項を送信の場合、メール送信をもって同意したものとみなします。）</p>	